

船体防汚システム規則

規
則

新規制定

2008 年 9 月 5 日 規則 第 54 号

2008 年 6 月 25 日 技術委員会 審議

2008 年 7 月 22 日 理事会 承認

2008 年 8 月 22 日 国土交通大臣 認可

2008 年 9 月 5 日 規則第 54 号
「船体防汚システム規則」を制定する。

船体防汚システム規則

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 適用

- 1. 本規則は、登録規則 2 章の規定により船級登録される船舶の外板に不要な生物の付着を抑制又は防止するためのシステム（以下、本規則において「防汚システム」という。）に適用する。
- 2. 前-1.にかかわらず、全長 24 m 未満の船舶については、本規則を適用しない。
- 3. 前-1.にかかわらず、旅客船の防汚システムについては、特別の考慮を払わなければならない。この場合、国内法規に適合しなければならないことに注意する必要がある。

1.1.2 同等効力

本規則に適合しない防汚システムであっても、日本海事協会（以下、「本会」という。）が本規則に適合するものと同等の効力があると認める場合は、これを本規則に適合するものとみなす。

1.1.3 定義

本規則における用語の定義は、次の(1)から(5)による。

- (1) 「防汚システム」とは、船舶の外板において被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて船舶への生物の付着を抑制又は防止する方法の総称をいう。
- (2) 「条約」とは、"INTERNATIONAL CONVENTION ON THE CONTROL OF HARMFUL ANTI-FOULING SYSTEMS ON SHIPS, 2001"をいう。
- (3) 「建造開始段階にある船舶」とは、鋼船規則 A 編 2.1.44（ただし、高速船規則が適用される船舶については、高速船規則 1 編 2.1.52）に規定される船舶をいう。
- (4) 「防汚システムの変更」とは、既に施工されている 3.2 に掲げる要件に適合しない防汚システムのすべて又は一部を除去する場合及び船体表面に施工する防汚システムの種類を変更する場合をいう。
- (5) 「防汚システムの更新」とは、3.2 に掲げる要件に適合する防汚システムであって、従前に施工されていたものと同種のものを船体表面に施工する場合をいう。

1.1.4 設備符号

本規則に適合した防汚システムを「AFS」で表示する。ただし、3.2 に掲げる要件に適合しない防汚システムが施工されている船舶であって、既存の防汚システムを 3.3 の規定に従って被覆し、かつ、被覆上から 3.2 に掲げる要件に適合する防汚システムを施工する場合については、当該防汚システムを「AFS・C」で表示する。

2 章 検査

2.1 一般

2.1.1 検査の種類

検査の種類は次のとおりとする。

(1) 登録検査

(a) 製造中登録検査： 防汚システムが施工される船舶が船級登録上の製造中登録検査を受ける場合に、防汚システムの施工に先立ち申込みがあった場合に行う登録検査をいう。

(b) 製造後登録検査： 前(a)以外の登録検査をいう。

(2) 定期的検査

(3) 臨時検査

2.1.2 検査の実施及び時期

検査の実施時期は次の(1)から(3)の規定による。ただし、(1)及び(3)の検査については、船舶が入渠又は上架している状態で行うことを原則とする。

(1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。

(2) 定期的検査は、船級登録上の年次検査、中間検査、定期検査及び船底検査の時期（例えば、鋼船規則 B 編 1.1.3-1.(1)から(4)に規定される時期）に行う。

(3) 臨時検査は、登録検査及び定期的検査の時期以外であって次のいずれかに該当するとき、これを行う。ただし、国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶以外のもの（国際航海に従事しない総トン数 400 トン以上の船舶であって本会が別に定める規則により条約証書の発給を受けようとするものを除く。）にあっては、(a)に該当する場合であっても臨時検査に代えて直後の定期的検査で確認することとして差し支えない。なお、臨時検査を受けるべき時期に定期的検査を受けたときは、臨時検査は行わない。

(a) 当該船舶の防汚システムを変更又は更新するとき

(b) 当該船舶の防汚システムに影響を及ぼす主要な改造を行うとき

(c) 船舶所有者から検査申込みのあったとき

(d) その他検査を行う必要があるとき

2.1.3 定期的検査の時期の繰り上げ及び延期

定期的検査の時期の繰り上げ及び延期については、船級登録上の定期的検査の時期の繰り上げ及び延期に関する規定（例えば、鋼船規則 B 編 1.1.4 又は 1.1.5 の規定）による。

2.1.4 係船中の船舶

係船中の船舶にあっては、2.1.1-1.に規定する定期的検査は行わない。

2.1.5 検査の準備その他

-1. 本規則による検査を受けようとするときは、検査申込者の責任において受検希望地の本会検査員にその旨を通知しなければならない。この通知は、検査を適切な時期に行うことができるよう、前広になされなければならない。

-2. 検査申込者は、受検しようとする検査の種類に応じ、本規則に規定されている検査項目及び本規則の規定に基づき必要に応じて検査員が指示する検査項目について、十分な検査が行えるように必要な準備をしなければならない。

-3. 検査申込者は、検査を受けるとき、検査事項を承知しており検査の準備を監督する者を検査に立合わせ、検査に際して検査員が必要とする援助を与えなければならない。

-4. 検査に際して必要な準備がされていないとき、立会人がいないとき又は危険性があると検査員が判断したときは、検査を停止することがある。

-5. 検査の結果、修理をする必要があると認めたときは、検査員はその旨を検査申込者に通知する。検査申込者は、この通知を受けた場合には、必要な修理をしたうえで検査員の確認を受けなければならない。

2.1.6 経過措置

-1. 2008 年 9 月 17 日前に建造開始段階にあった船舶であって、同日前に **3.2** に掲げる要件に適合している防汚システムが施工されているものにあつては、同日以降最初に防汚システムに変更若しくは更新が生じる日又は最初の船級登録上の定期的検査の時期のいずれか早い方の日までに、登録検査を受けなければならない。

-2. 2008 年 9 月 17 日前に建造開始段階にあった船舶であって、同日前に **3.2** に掲げる要件に適合していない防汚システムが施工されているものにあつては、同日前に当該防汚システムを除去又は被覆した後に規則 **3.2** に掲げる要件に適合する防汚システムを施工し、同日以降最初に防汚システムに変更若しくは更新が生じる日又は最初の船級登録上の定期的検査の時期のいずれか早い方の日までに、登録検査を受けなければならない。

2.2 製造中登録検査

2.2.1 一般

製造中登録検査では、防汚システムに関する事項について検査又は調査を行い、それらが本規則の該当する規定に適合することを確認する。

2.2.2 参考用提出書類

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、次に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しが、当該船舶に備え置かれなければならない。

- (1) 船主又は造船所の防汚システム発注書
- (2) 塗料メーカーが発行した防汚システム納品書
- (3) 当該船舶に施工される防汚システムの仕様を示す資料（施工範囲及び手順を示すもの、使用される材料、塗料等の化学物質安全データシート等）
- (4) 当該船舶に施工される防汚システムが **3.2** に掲げる要件に適合していることを示す塗料メーカーの証明書

-2. 総トン数 400 トン未満の船舶については、前-1.に掲げる書類に加えて、船舶所有者による宣言書であつて本会が適当と認めるものを当該船舶に備え置くこととし、その写しを提出しなければならない。

-3. 前-1.及び-2.にかかわらず、国際航海に従事しない総トン数 400 トン未満の船舶にあつては、-1.に掲げる書類又は-2.に規定する宣言書のいずれかとして差し支えない。また、当該船舶に施工されている防汚システムの現状が分かる範囲において、関係書類の内容を

斟酌して差し支えない。

2.2.3 工事の検査

-1. 防汚システム関係工事については、原則として次の時期に検査を行う。ただし、製造中の設備、技術及び品質管理の実情に応じて検査の程度を増減することがある。

- (1) 他の場所で製造された材料、塗料等については、当該船舶に引き当てるとき。
- (2) 防汚システム施工中又は施工後の適当な時期。

-2. 前-1.にかかわらず、国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶以外のもの（国際航海に従事しない総トン数400トン以上の船舶であって本会が別に定める規則により条約証書の発給を受けようとするものを除く。）にあっては、工事の検査を省略して差し支えない。

2.3 製造後登録検査

2.3.1 一般

製造後登録検査では、当該船舶の状況に応じて次の(1)から(3)により、防汚システムに関する事項について現状を検査又は調査を行い、それらが本規則の該当する規定に適合することを確認する。また、本会が必要と認める場合、既に施工されている防汚システム等についてサンプリング検査を行うことがある。

- (1) 3.2 に掲げる要件に適合する防汚システムが施工されている場合、当該船舶に既に施工されている防汚システム及びこれから施工する防汚システム。
- (2) 3.2 に掲げる要件に適合しない防汚システムが施工されている場合であって、当該防汚システム（以下、「既存の防汚システム」という。）を除去後、3.2 に掲げる要件に適合する防汚システムを施工する場合、既存の防汚システムの除去及びこれから施工する防汚システム。
- (3) 3.2 に掲げる要件に適合しない防汚システムが施工されている場合であって、既存の防汚システムを3.3の規定に従って被覆し、かつ、被覆上から3.2に掲げる要件に適合する防汚システムを施工する場合、被覆及びこれから施工する防汚システム。

2.3.2 参考用提出書類

-1. 2.3.1(1)に規定される場合にあつては、次に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しは、当該船舶に備え置かれなければならない。

- (1) 船主又は造船所の防汚システム発注書
- (2) 塗料メーカーが発行した防汚システム納品書
- (3) 既存の防汚システム（過去に施工され、船舶の塗膜中に残存しているものを含む。）の仕様を示す資料（施工範囲及び手順を示すもの、使用される材料、塗料等の化学物質安全データシート等）
- (4) 既存の防汚システムが3.2に掲げる要件に適合していることを示す塗料メーカーの証明書
- (5) 既存の防汚システムに関する施工者による工事落成証明書
- (6) 当該船舶に新たに防汚システムが施工される場合、当該防汚システムの仕様を示す資料、当該防汚システムが3.2に掲げる要件に適合していることを示す塗料メーカーの証明書及び当該防汚システムに関する施工者による工事落成証明書

-2. **2.3.1(2)**に規定される場合にあつては、前-**1.(1)**, **(2)**, **(5)**及び**(6)**に規定する書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しは、当該船舶に備え置かれなければならない。

(1) 既存の防汚システムの除去工事に関する仕様を示す資料

(2) 既存の防汚システムの除去工事に関する施工者による工事落成証明書

-3. **2.3.1(3)**に規定される場合にあつては、前-**1.(1)**から**(3)**, **(5)**及び**(6)**に規定する書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しは、当該船舶に備え置かれなければならない。

(1) 船主又は造船所のシーラーコート発注書

(2) 塗料メーカーが発行したシーラーコート納品書

(3) 当該船舶に施工される被覆工事に関する仕様を示す資料

(4) 当該船舶に施工されるシーラーコートに関する塗料メーカーの証明書

(5) 被覆工事に関する施工者による工事落成証明書

-4. 総トン数 400 トン未満の船舶については、前-**1.**から-**3.**に掲げる書類に加えて、船舶所有者による宣言書であつて本会が適当と認めるものを当該船舶に備え置くこととし、その写しを提出しなければならない。

-5. 前-**1.**から-**4.**にかかわらず、国際航海に従事しない総トン数 400 トン未満の船舶にあつては、-**1.**から-**3.**に掲げる書類又は-**4.**に規定する宣言書のいずれかとして差し支えない。また、当該船舶に施工されている防汚システムの現状が分かる範囲において、関係書類の内容を斟酌して差し支えない。

2.3.3 工事の検査

-1. 防汚システム関係工事については、原則として次の時期に検査を行う。ただし、施工中の設備、技術及び品質管理の実情に応じて検査の程度を増減することがある。

(1) 他の場所で製造された材料、塗料等については、当該船舶に引き当てるとき。

(2) 既存の防汚システムを除去又は被覆する場合については、除去又は被覆に関する工事施工中又は施工後の適当な時期。

(3) 新たに防汚システムを施工する場合については、防汚システム施工中又は施工後の適当な時期。

-2. 前-**1.**にかかわらず、国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶以外のもの（国際航海に従事しない総トン数 400 トン以上の船舶であつて本会が別に定める規則により条約証書の発給を受けようとするものを除く。）にあつては、工事の検査を省略して差し支えない。

2.4 定期的検査

2.4.1 一般

-1. 定期的検査では、**2.2.2** 又は **2.3.2** に規定される書類について、それらの管理状況について確認する。特に本会が必要と認める場合、防汚システム等についてサンプリング検査を行うことがある。

-2. 船底検査の時期（船舶を入渠又は上架して行う場合に限る。）に行う検査にあつては、前-**1.**に加え、被覆状態の現状について確認する。本会が必要と認める場合、被覆部分についてサンプリング検査を行う。

-3. 前-1.及び-2.にかかわらず、**2.1.2(3)**のなお書きの規定による定期的検査にあっては、**2.5**の規定によること。

-4. **2.1.2(3)**のただし書きの規定により臨時検査を省略した船舶にあっては、船舶の防汚システムの変更又は更新について、直近の定期的検査において確認する。この場合、船舶所有者は**2.2.2**又は**2.3.2**に従って防汚システムの変更又は更新に関連する書類を提出しなければならない。特に本会が必要と認める場合を除き、検査は書類の確認にとどめることとして差し支えない。

2.5 臨時検査

2.5.1 一般

-1. 国際航海に従事する総トン数**400**トン以上の船舶及び国際航海に従事しない総トン数**400**トン以上の船舶であって本会が別に定める規則により条約証書の発給を受けようとするものにあっては、船舶の防汚システムの変更又は更新を行う場合は、臨時検査において確認を受けなければならない。臨時検査では、**2.3**の規定に従い、当該防汚システムが本規則の該当する規定に適合することを確認する。

-2. 前-1.にかかわらず、防汚システムの変更を伴わない場合であって、**2.3.2**に掲げる書類がすべて提出され、かつ、これらの書類により当該防汚システムが本規則の該当する規定に適合していると判断される場合には、工事の検査を省略して差し支えない。

2.6 条約証書の発給及び裏書並びに宣言書

2.6.1 一般

-1. 国際航海に従事する総トン数**400**トン以上の船舶及び国際航海に従事しない総トン数**400**トン以上の船舶であって本会が別に定める規則により条約証書の発給を受けようとするものは、**2.2**又は**2.3**に規定する登録検査に合格した場合、別に定める規則により条約証書を発給することができる。

-2. 国際航海に従事する総トン数**400**トン以上の船舶及び国際航海に従事しない総トン数**400**トン以上の船舶であって本会が別に定める規則により条約証書の発給を受けているものは、**2.5**に規定する臨時検査に合格した場合、別に定める規則により条約証書の発給又は既に発給されている条約証書に裏書を行うことができる。

-3. 国際航海に従事する総トン数**400**トン未満の船舶にあっては、船舶所有者による宣言書であって本会が適当と認めるものが本船に備え置かれなければならない。

3 章 防汚システム及び被覆

3.1 通則

3.1.1 適用

本章の規定は，すべての船舶の防汚システムに適用する。

3.2 防汚システム

3.2.1 一般

船舶の防汚システムは，3.2.2 の規定に従い，海洋環境へ悪影響を及ぼすと考えられる物質が制限されたものでなければならない。

3.2.2 有機スズ化合物

防汚システムは，本会が別に定めるスズの含有率を超える有機スズ化合物を使用したものであってはならない。

3.3 被覆

3.3.1 一般

3.2 に規定する要件に適合しない防汚システムを施工している船舶であって，当該防汚システムを除去できない場合にあっては，本会が適当と認めるシーラーコートにより当該防汚システムを被覆しなければならない。

附 則

1. この規則は，2008 年 9 月 17 日から施行する。

船体防汚システム規則検査要領

要
領

新規制定

2008 年 9 月 5 日 達 第 61 号

2008 年 6 月 25 日 技術委員会 審議

2008 年 9 月 5 日 達 第 61 号
「船体防汚システム規則検査要領」を制定する。

船体防汚システム規則検査要領

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 適用

規則 1.1.1-2.にいう「全長」とは、船体の強度、水密性又は防火性に影響を及ぼすことなく取り外しできる設備を取り外した場合における船体の前端から後端までの水平距離とする。

1.1.4 設備符号

本規則の適用上、「AFS・C」が表示されている防汚システムを規則 2.5.1-1.の規定に従って変更した場合、設備符号を「AFS」に改める。

2 章 検 査

2.1 一般

2.1.2 検査の実施及び時期

-1. 本規則の適用上、防汚システムの修理については、その面積が防汚システムが施工されている船体表面（過去に規則 3.2 に掲げる要件に適合しない防汚システムが施工されたことのある船舶であって、規則 3.3 の規定に従って被覆されている場合、工事時点で船体表面に防汚システムが施工されていない場合であっても、当該被覆部分を含む。）の 25% 未満の場合、防汚システムの変更又は更新とはみなさない。ただし、当該部分に新規に施工される防汚システムは規則 3.2 に適合したものとし、当該工事に関する書類又はその写しを規則 2.2.2 及び 2.3.2 に規定する登録検査時の書類の写しと同様に当該船舶に備え置くこと。

-2. 規則 2.1.2(3)(b)の適用上、「防汚システムに影響を及ぼす主要な改造」とは、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものとする。なお、(2)及び(3)の場合にあっては、防汚システムが施工されている船体表面において、その面積の 25%以上にあたる部分に影響を及ぼすものとする。なお、これらの主要な改造については、本規則において「防汚システムの変更」とみなす。

- (1) 船舶の主要寸法（長さ、幅又は深さ）の変更を伴う改造
- (2) 船体構造の大幅な変更を伴う改造（船体構造部材の新替又は修理であって、船体構造の大幅な変更を伴うものを含む。）
- (3) (1)及び(2)以外の改造であって、当該改造が防汚システムの大幅な改造となるもの

-3. 規則 2.1.2(2)の定期的検査は次によること。

- (1) 船級登録上の中間検査又は定期検査を分割して行う場合にあっては、規則 2.4 に掲げる検査は、年次で行うこと。例えば、中間検査を 2 回目の年次検査の時期に開始し、3 回目の年次検査の時期に完了する場合、当該検査の開始及び完了の時に行う。
- (2) 船級登録上の中間検査又は定期検査を分割して行う場合であって当該検査において防汚システムの変更又は更新を行う場合にあっては、条約証書又はその裏書における検査完了日は、当該変更又は更新を行った船底検査の完了日とする。

2.2 製造中登録検査

2.2.2 参考用提出書類

-1. 規則 2.2.2-2.にいう「本会が適当と認めるもの」とは、条約の附属書 4 の附録 2 に定められた様式に従ったものをいう。

-2. 規則 2.2.2-3.の適用上、宣言書の記載内容については、前-1.の様式に準じたものとする。

2.3 製造後登録検査

2.3.1 一般

- 1. 規則 2.3.1 の適用上、「本会が必要と認める場合」とは、規則 2.3.2 に規定される書類等の一部に不備があり、現状の塗膜を確認する必要がある場合をいう。
- 2. 規則 2.3.1 の適用上、サンプリング検査については以下の要領によること。
 - (1) 試料採取箇所については、本会検査員の指示によること。船舶の塗膜全般を確認する必要がある場合については、原則として、船首部、中央部及び船尾部の船底部及び舷側部（両舷）の 9 箇所とする。
 - (2) 試料採取及びその分析については、決議 MEPC.104(49)の附属書を参照し、本会が適当と認めるメーカー又は公的機関によって行われること。
 - (3) 分析結果についての判定基準は、規則 3.2 の規定によること。

2.3.2 参考用提出書類

- 1. 規則 2.3.2-1.に規定する書類が準備できない船舶については、規則 3.2 に掲げる要件に適合する防汚システムが施工されていない船舶とみなす。この場合、登録検査は規則 2.3.1(2)又は(3)の規定に従って検査を行うこと。
- 2. 規則 2.3.2-1.(1)に規定する資料の準備にあたっては、就航後から現在に至るまでの間に防汚システムの施工範囲が変更されているかもしれないことに留意すること。
- 3. 規則 2.3.2-2.及び-3.の適用上、既存の防汚システムの一部を除去して規則 3.2 に掲げる要件に適合する防汚システムを施工し、他の部分については本会が適当と認める材料で被覆する場合にあっては、規則 2.3.2-2.及び-3.に掲げる書類に加え、被覆部分と非被覆部分が明確に記述された図面を含む書類を提出すること。
- 4. 規則 2.3.2-4.にいう「本会が適当と認めるもの」とは、条約の附属書 4 の附録 2 に定められた様式に従ったものをいう。
- 5. 規則 2.3.2-5.の適用上、宣言書の記載内容については、前-4.の様式に準じたものとする。

2.3.3 工事の検査

規則 2.3.3-1.(2)の適用上、既存の防汚システムの除去作業にあたっては、過去の塗装履歴を考慮の上、工事完了後の塗膜中に規則 3.2 に掲げる要件に適合していない防汚システムが残存していないことを、適切な方法により確認すること。

2.4 定期的検査

2.4.1 一般

- 1. 規則 2.4.1-1.の適用上、「特に本会が必要と認める場合」とは、規則 2.2.2 又は 2.3.2 に規定される書類が確認できない場合、前回の検査以降に船舶の外板部分について広範囲の塗装工事を施工した形跡が認められる場合等をいう。
- 2. 規則 2.4.1-2.にいう「本会が必要と認める場合」とは、被覆又は被覆上の防汚システムが残存していることが明らかな場合以外の場合をいう。
- 3. 規則 2.4.1 の適用上、サンプリング検査については、2.3.1-2.の規定にならうこと。

2.6 条約証書の発給及び裏書並びに宣言書

2.6.1 一般

-1. 規則 2.6.1-2.の適用上, 防汚システムの変更に当たる場合には条約証書の発給を, 防汚システムの更新に当たる場合には現存証書への裏書を行う。

-2. 規則 2.6.1-3.にいう「本会が適当と認めるもの」とは, 条約の附属書 4 の附録 2 に定められた様式に従ったものをいう。

3 章 防汚システム及び被覆

3.2 防汚システム

3.2.2 有機スズ化合物

規則 3.2.2 にいう「本会が別に定めるスズの含有率を超える」とは、塗料の場合にあっては乾燥塗膜 1 kg 中のスズの含有量が 2,500 mg を超えることをいう。

3.3 被覆

3.3.1 一般

- 1. 規則 3.3.1 にいう「本会が適当と認めるシーラーコート」については、有機スズ化合物の溶出を防止する被覆材として塗料メーカーが推奨する塗料とする。
- 2. 本規則の適用上、被覆材の色は、被覆される防汚システム及び被覆上から施工される防汚システムと明瞭に区別できるものとする。

附 則

- 1. この達は、2008 年 9 月 17 日から施行する。